

「山形ゼロ災 3 か月運動・2018」実施要領

～ 労働災害ゼロをめざして参加しましょう！ ～

I 趣旨

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

県内の労働災害による死傷者数は、長期的には着実に減少しており、昨年(2017年)の休業4日以上死傷者数は1,126人となっております。また、死亡者数については6人(2017年)と過去最少となりました。しかし、近年、第三次産業における災害が増加傾向を示すなどその減少率が鈍化しています。

このような状況の下、2018年度は「第13次労働災害防止計画」の初年度として、新たな災害防止に関する施策が展開されることを踏まえ、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会の実現に向け、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識して「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の運動を実施するものです。

II 実施事項等

- 1 運動期間 : 平成30年10月1日から12月31日まで
- 2 主催者 : 山形労働局・各労働基準監督署
: 山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会
- 3 後援者 : 各河川国道事務所・砂防事務所等、山形運輸支局、
(予定) : 各森林管理署、各農業水利事務所等、山形県
- 4 実施者 : 山形県内の事業場
- 5 主催者実施事項(各災害防止団体・各地区労働基準協会)
 - (1) 傘下会員事業場等に対する運動の周知、参加勧奨
 - (2) 本運動参加事業場の登録、参加シールの交付等

- 6 主催者実施事項（山形労働局・各労働基準監督署）
- （1）山形県内労働災害防止関係団体等への支援
 - （2）本運動に関する周知及び広報（主催者団体以外の関係団体）
 - （3）山形労働局ホームページに参加事業場名の掲載

7 実施者（事業場の）実施事項

- （1）経営トップによる「安全衛生に関する宣言」（別紙参照）
- （2）「無災害運動」（災害防止活動）の実施（別紙参照）
 - ・経営トップ等による職場巡視
 - ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
 - ・危険個所の見える化の実施（転倒危険個所のマップ作成等）
 - ・安全衛生の各級管理者の役割の確認
 - ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検の実施

Ⅲ 参加申込等

- 1 参加申込期間 : 平成30年8月1日（水）から9月30日（日）まで
- 2 参加費 : 無料
- 3 参加資格 : 山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）
【建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能】
- 4 参加申込方法 : 「参加申込書」に記入の上、主催者団体の内いずれか1団体に郵送又はFAX等で申し込んでください。
- 5 参加シールの交付 : 参加申込み事業場には、参加シールを交付します。
- 6 参加事業場名の公表 : 参加事業場名を主催者団体や山形労働局のHP等で公表します。（公表を希望しない場合は、申込書に「希望なし」表示）
【※HP公開は10月中旬頃を予定】

実施要領 「Ⅱ 実施事項等」の「7 実施者（事業場の）実施事項」の詳細

(1) 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」

労働災害の防止は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが労働者の安全と健康の確保を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組むことが重要です。

安全衛生管理は、経営トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となり計画的に安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

よって、経営トップは、労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、それに基づいて労使が協力して行動できるよう、「自社においては労働災害を起こさない。」という強い意識を表明してください。

経営トップによる「安全衛生に関する宣言」 例文

当社は、従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に向け、不断の努力を重ねます。

- 1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守します
- 2 安全・健康・快適に働ける職場環境を維持・向上させるため必要な資源を投資します
- 3 安全衛生に関する教育・訓練体制を確立し、全従業員の資質の向上を図ります。
- 4 安全衛生リスクアセスメントを実施し、危険・有害要因を排除・低減します

(他に「スローガン」を掲載等)

平成 年 月 日

△△〇〇株式会社

代表取締役 △△ □□

(2) 「無災害運動」(災害防止活動)の実施

山形ゼロ災3か月運動期間に

- ・経営トップ等による職場巡視の実施
- ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
- ・事業場内の「転倒危険個所マップ」を作成する等「危険の見える化」の実施
- ・各級管理者の役割の確認(安全管理体制の確認)の実施
- ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検(安全衛生点検)の実施

(「日常の安全衛生管理活動」とは、各級管理者の安全パトロール・4S(5S)(整理、整頓、清掃、清潔)(しつけ)活動・KY(危険予知訓練)活動・ヒヤリハット報告活動・安全衛生改善提案活動・ツールボックスミーティング等です。)

※「点検表」は、業種別に「山形労働局ホームページ」に掲載します。

以上の災害防止活動に取り組んでください。(一つ以上実施ください。)